

—— お知らせ ——

日本核医学会への申し入れ案件について

学 会 長 小 堺 加智夫
渉外理事 木 下 富士美

本学会が20年前から進めて参りました、核医学専門技術者認定制度を本学会のみならず、広く社会的認知を得るためにも、核医学関連学会と共同認定が必要であろうと、理事会の考え方を基本にして、この度、日本核医学会久保敦司学会長ならびに利波紀久理事長へ文書で申し入れを致しました。

そして日本核医学会評議委員会において本学会の、諮問委員会、理事会の決定事項について申し入れの機会を頂き、久保学会長、利波理事長、日本核医学会理事、評議委員各位に主旨説明を行い、ご理解を頂きました。その任には、日本核医学会評議員の私、木下（本学会理事）と藤田 透委員（本学会評議員）が、別紙の内容について進めて参りました。尚、この際、「放射性医薬品の取扱い資格について」の改善策に付きましても意見を申し述べてお願いを致しました。

その結果、評議員会の席上、利波理事長より、日本核医学会の中に今後、本学会との話し合いを担務する担当委員（会）設置のお約束を頂きました。

ここに、会員各位の更なるご理解とご支援頂きたく、現況報告を致します。

1. 核医学専門技術者認定制度共同認定の申し入れ（全文）

日核技第2010号
平成15年 8 月13日

日本核医学会
会 長 久保 敦司 殿
理事長 利波 紀久 殿

日本核医学技術学会
学 会 長 小堺加智夫
担当理事 木下富士美

核医学専門技術者認定制度について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より日本核医学技術学会に対し、ご理解、ご支援を頂き厚く御礼申し上げます。

近年の医療制度改革では、量より質への転換が図られ、高度な知識と技術を持つ専門性が重要視されており、それらが社会への視点から診療報酬にまで及ぶ状況に

あります。

このような状況下で私達核医学医療技術者にも、専門技術者としての資格制度に対する早急な対応が求められている処であります。

付きましては、同じ核医学を専攻する日本核医学会との連携が最重要課題と考えております。

どうぞ私共の学会に、ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げる次第です。

記

1. 我が国の医療における専門技師認定制度の実状

マンモグラフィ検診制度管理中央委員会（関連6学会）、日本放射線腫瘍学会認定制度（関連4学会）、社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度等が、それぞれの学会において専門技師認定制度として開始されております。しかもこの制度は、学会に所属する医師、技師の共通課題として取り組んでいる姿勢に特徴があります。

一方で、今後も医療の実践に則したそれぞれの関連学会において専門技師制度導入の検討がされ始めております。勿論、核医学医師分野におきましては、早くから核医学専門医師、認定医師制度が発足され、その機能が十分果たされております。

2. 核医学診療における専門技術者認定制度の必要性

私共の日本核医学技術学会は本年で24年目を迎え、核医学会所属の先生方のご指導を戴く中で、目的とする核医学診療発展に向けて技術精度向上等を目的として事業を展開して参りました。昨年度の本会調査資料によりますと、わが国の核医学診療1,230施設程度の中で、核医学専任医師不在の施設49%、核医学専任技師不在（ローテンション技師担当）は28%に及んでおります。従いまして、核医学専任医師不在の半分の施設では、院内放射性薬剤の調整作業を始めとして、他科からの核医学検査内容の問い合わせ、及びその他の相談業務等を含めて技師に依存し、しかもその技師の3割が専任でないローテンション技師の双肩に委ねられて核医学診療が実施されていると言う実態が明らかになりました。

このような状況に鑑み私共日本核医学技術学会では、昭和58年12月より核医学検査に従事する技術者のボトムアップ、核医学専門技術者としての資質の向上と維持を図ることを目的として「核医学専門技術者認定制度」を設けております。この制度は本会独自の基準（別紙）により核医学専門技術者としての知識・技術の達成度を目的とし、今日まで134名が認定されております。

これまで日本核医学技術学会では、日進月歩の激しい核医学の知識・技術の修得と研鑽のために、年1回の学術総会と核医学技術セミナーを開催し、そこでは日本核医学会会員の権威ある先生方に講師をお願いして参りました。また、全国の地方会におきましても出来る限り、臨床現場に直結した内容の企画に心掛けて実施しております。

本制度には未だ不備な点もあり，改善の余地も多々あります。然しながら核医学診療が更に信頼されるため，即ち，責任を持って国民のための医療を担う観点から，核医学専門医師認定制度に加えて社会的に認知される核医学専門技術者認定制度の実現が求められていると考えます。

3. 核医学会への要望

然しながら私共の学会のみの認定制度には限界があり，社会的認知を得るためには，他の関連学会の専門技師制度と同様に日本核医学会からも，この「核医学専門技術者認定制度」にご参加戴き，加えて，他の放射線関連学会からの認知を戴ければ，核医学診療の精度向上に大きな役割を果たすばかりでなく，一般国民からも核医学診療に対する信頼が得られると確信します。

日本核医学会には多くの技師会員が参加して，現在，大変親密な関係にさせて戴いていると認識しておりますが，日本核医学会 会長，理事長，理事各位の先生方におかれましても，この認定制度についてご理解を賜り，今後ご一緒に検討をお願い申し上げる次第です。

以上，よろしくご配慮の程，お願い申し上げます。

参考資料：

- 1) 日本核医学技術学会核医学専門技術者単位申告について
- 2) 日本核医学技術学会専門技術者認定制度規定
- 3) 日本核医学技術学会専門技術者認定取得者名簿
- 4) 乳癌検診制度認定
- 5) 放射線治療専門技師認定制度
- 6) 超音波専任技士制度

2. 日本核医学会評議員会における審議事項の提案（全文）

平成15年10月 8 日

会 長 久保 敦司 教授

所属：千葉県がんセンター

氏名：木下富士美

評議委員会提案事項

1) 核医学専門技師の共同認定について

近年の高度化・専門化する医療に対応するために，医療専門職においては各学会等が独自の認定制度を発足させ，普及させています。日本核医学技術学会でも創立早期の昭和58年から20年間にわたり「核医学専門技術者」の認定を行っており，今日までに135名の核医学専門技術者を認定しました。

この制度は所定の年数以上の経験と業績を重ねた会員を認定の対象とし，3年毎

の業績更新を課すなど、かなり高いハードルを設定しております。

今後の核医学診療の発展を考慮した場合、核医学認定医と同様に核医学専門技術者を育てていくことが重要であり、本制度の一層の確立を期しているところであります。

日本核医学技術学会では目的を達成するために、是非ともこの「核医学専門技術者」の認定を日本核医学会との共同認定制度にさせていただきたく、今回の評議員会に提案させていただきます。尚、本提案々件は既に日本核医学技術学会より、日本核医学会久保敦司学会長ならびに利波紀久理事長宛に文書にてお願いをしております。

2) 放射性医薬品の取扱い資格について

放射性医薬品の取扱い（標識・分注）は薬剤師及び医師・歯科医師のみに許可されています。日本においては核医学診療施設に薬剤師を配属する施設はほとんどなく、多くの施設で診療放射線技師を中心とした技術者が実施している現状にあります。米国等においては核医学技師にその業務及び投与も許可されており、核医学診療が円滑に運用されていることは周知の事実です。日本核医学技術学会では約15年前からこの現状を指摘し、1) 一定の基準を満たした技師でも取扱えるような制度を確立する、2) 法律に則り薬剤師（医師）が業務を担当できる体制を確立する、このどちらかの体制になるように希望してきました。今の医療界でこのままの現状を続けていけば、違法行為でもある技師の標識・分注作業はいつか社会的問題に派生することは必至であり、早急な解決が望まれます。

核医学診療の発展のためには、日本核医学会がこの問題を真摯にご検討いただき、解決策を御指導下さいますよう提案させていただきます。

日本核医学会と日本核医学技術学会との協調体制に基づく委員会（仮称）の設置をお願いし、今後は、その委員会におきまして、その他の諸問題も絡めて両学会がおおいに議論して行ける委員会の設置を希望致します。

木下富士美 印 千葉県がんセンター（日本核医学技術学会渉外担当理事）
藤田 透 印 京都大学医学部（日本核医学技術学会評議員）

上記の事前提案文書を提出して、平成15年10月26日に開催されました日本核医学会評議委員会におきまして、口述による主旨説明の機会を頂きました。
尚、上記の内容は本学会理事会ならびに諮問委員会に報告しました。

今後、両案件に関する会員の皆様からのご意見はメール或いは文書にて学会事務局までご連絡頂ければ今後の参考とさせていただきますので、どうぞ、忌憚のない、ご意見をよろしくお願い致します。また、本学会理事会におきまして日本核医学会との本件に関する担当は、木下富士美、増田一孝（両理事）と藤田 透（評議員）の3名が指名を受けました。

（文責：担当理事 木下）